

令和6年度第3回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和6年12月26日

〔事務局〕 保険年金課

〔開催日時〕 令和6年12月26日（木）午後7時～午後8時

〔開催場所〕 伊勢原市役所3階 第3委員会室

〔出席者〕

（委員） 御領会長、大川副会長、齊藤委員、井上委員、高橋委員、山口委員、
宇賀神委員

（事務局） 高橋健康づくり担当部長、宮川保険年金課長、森国保係長、萩原主査

〔公開可否〕 公開

〔傍聴人〕 なし

《協議会の経過》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1）伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについての協議

（2）その他

4 閉 会

—開会—

【事務局】 ただいまより、令和6年度第3回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、定数9名に対しまして出席者7名となりますので、過半数を超えております。伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や、会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

本日は、傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

【会 長】 先月の第2回に引き続いて、本日は第3回目の協議会となります。年末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

前回、萩原市長より諮問を受けました、伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて、今回は賦課割合を考慮した詳細な試算結果の提示があるとのことですので、事務局より資料の説明をお願いし、議論を深めていきたいと存じます。

委員の皆様の活発なご意見をいただきながら議事を進めたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきたいと思いますが、ここで資料の確認をいたします。

（資料の確認）

それでは、次第3の議題に入る前に、今後の進め方について、事務局から提案させていただきます。

本日の会議では、市長からの諮問事項となります保険税率の改定及び賦課割合（応能・応益割合）の変更について、賦課割合に基づいた複数の試算ケースをお示しいたしますので、皆様からのご意見、ご審議をお願いしたいと思います。

最終的な取りまとめにつきましては、1月、県から本係数による国保事業費納付金告示され、納付金額が変更される可能性もあることから、年明けの次回協議会で、本日ご意見としていただいた内容に基づき最終試算をご提示し、結論を得たいと考えております。

それでは、次第3の議題に入りたいと思います。議長につきましては、通例により会長がなることとなっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは、次第の3番の（1）「伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについて」に入っていきたいと思いますが、今、事務局よりご説明がありましたとおり、次回確定した数字が出るということですので、今回の資料を見て、見直しをつけるといいますか、そういうところの議論をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料1「国民健康保険税の税率等の見直しについて」説明いたします。1、「令和7年度税率等改定に向けた試算ケースについて」、今回5つ試算をしております、各ケースでどういった試算を行ったかといったことを、まずはご説明したいと思います。

まず、ケース①。令和7年度の試算結果の比較元として、試算というよりは、令和6年度の税率について、比較用の計算をしたもので、こちらは令和6年度のケース①との比較ということで、各試算結果に対して比較を行っていききたいと思います。

次にケース②、こちらは令和7年度の保険税必要額の見込額を基に、応能・応益割合をおおよそ55対45となるように行った試算となります。結果的に所得割の税率については据置き、均等割及び平等割のみ引上げを行った試算となっております。

ケース③、こちらも令和7年度の保険税必要額の見込額を基に、応能・応益割合については、おおよそ56対44となるように行った試算となります。所得割の税率、均等割及び平等割について引上げを行う試算になります。

ケース④、こちらは、同様に令和7年度の保険税必要額の見込額を基に、均等割及び平等割はそのまま据置き、所得割の税率のみ引上げを行った試算となります。

最後、ケース⑤、これは参考にお示ししております。神奈川県から市町村ごとの標準税率の提示がございましたので、こちらの標準税率を基に行った試算となります。

今回この運営協議会の中では、ケース②から④の3つのケースの中から、いずれかの方向性で税率改定を行うかという点が、協議の中心になるかと思っております。

では、次のページ2、「試算ケース毎の賦課総額と税率」となります。こちらは試算用に計算したものになりますので、細かい説明は省きますが、（1）の保険税賦課総額の算出で、この表の中に需要額とありますが、こちらが、今回税率を引き上げることによって目指す賦課額ということになりまして、大体試算の②、③、④とも、21億円から20億8,900万円の間での需要額を満たす形で税率改定を行うことを目指しております。

あと、1点補足説明としまして、表の右から2番目に賦課限度額という欄がありますが、今回、令和6年度につきましては現行の賦課限度額で試算をしておりますが、令和7年度の試算におきましては、この賦課限度額の引上げが令和7年度に予定されておりますので、引上げ後の賦課限度額を基に試算しております。

引上げしているところとして医療分は、令和6年度では65万円が賦課の限度額、こちらが1万円引上げの予定となり、66万円。後期高齢者支援分が24万円から2万円の引上げが予定されており、26万円が限度額となります。この限度額で試算をしております。

続いて、(2)「令和7年度試算に当たっての被保険者数、世帯数」。こちらは前回お示ししたものと同一数字になっておりますが、令和7年度につきましては、令和6年度に比べ被保険者数は約900人減少、世帯数は約500世帯減少と見込んだ形での試算を行っておりますという内容です。

これらを基に試算プログラムを使って試算した結果、税率と均等割額、平等割額、そちらをまとめたものが、次の5ページ、(3)「年度毎の税率、均等割額及び平等割額」。年度ごとの税率、ケースごとの税率と均等割額、平等割額となります。こちらは、医療分で説明いたします。

まず、令和6年度の現行税率と比べてどれぐらいの引上げ幅となったか、試算ごとに見ていきます。

まず試算②で、応益部分だけ引き上げたケースとなります。こちらは応益部分だけになりますので、所得割については6.2%からの引上げは行っていないケースになります。結果、均等割については1,800円増の2万7,200円、平等割については900円増の1万8,900円といった結果になっております。

試算③、こちらは所得割、平等割、均等割について等しく上げたケースになります。所得割については0.14ポイントプラスとなり6.34%、均等割については400円の増額で2万5,800円、平等割につきましては200円の増額で1万8,200円、といった結果になりました。

試算④は、応益部分の均等割、平等割は据置き、所得割のみ引上げとなります。こちらは所得割の税率が0.2ポイントプラスとなり6.4%。支援分、介護分についても同等の引上げ幅になっております。

参考に⑤番、県が示している標準税率で見ますと、所得割については0.71ポイントプラスとなっており、6.91%、均等割、平等割、これは1円単位になっておりますが、均等割は4,236円増の2万9,636円、平等割については591円増の1万8,591円ということで、かなりの上げ幅になることが見て取れます。

次の6ページ、3「令和7年度の試算結果」(1)「令和7年度の試算結果における賦課総額、保険税必要額」は、試算ケースごとの保険税の賦課総額と必要額を計算した結果になります。数字の細かい説明は省かせていただきますが、試算ごとに、基本的には応能・応益割合の比率を変えたものになっていますので、中央にあります保険税必要額、これらは先ほどの税率を基に計算して出た保険税必要額で、ケースごとに若干差はありますが、基本的には同じ金額となっており、大体保険税の必要額、収入額としましては、17億2,000万円を見込む結果となります。

応能・応益割合については、試算②から③、④にかけて、1ずつ応能部分が上がっていきます。試算②は55対45、試算③では56対44、試算④では57対43と

1 ずつ変化しております。ちなみに県の標準税率では応能・応益割合は5 5 対 4 5 で、現行、令和6 年度と同じ割合での内容となっています。

続きまして、7 ページ(2)「令和7 年度の一人当たり保険税額(年間)と前年度との比較」。ここでは1 人当たりの保険税額を令和6 年度と比較したものになっています。こちらが一番右の平均を見ていただいたほうが分かりやすいかと思いますので、こちらで確認します。

まず平均です。令和6 年度につきましては、1 人当たりの全体の調定額に対して被保険者数で割ったものになりますが、1 人当たりの平均額として1 0 万 8, 3 8 5 円となっております。

これが試算②になりますと1 1 万 3, 9 3 4 円で、増減率としては5. 1 2 %の増、差額としては5, 5 5 0 円のプラスとなっています。

試算③は、1 1 万 3, 9 2 8 円、増減率としては5. 1 1 %、差額としては5, 5 4 3 円と、ほとんど変わりません。

最後、試算④については、こちら1 1 万 3, 9 0 5 円、増減率は5. 0 9 %、差額としては5, 5 2 0 円で、応能・応益割合の違いだけですので、1 人当たりの平均で見ますと、どの試算も基本的には同じぐらいの上がり幅となります。試算ごとに変わるものではないということです。

最後に試算⑤、参考で県が提示している標準税率を見ますと、平均部分については取りあえず1 2 万 7, 3 8 3 円で、増減率は1 7. 5 3 %、かなりの引上幅になる結果です。差額としても1 万 8, 9 9 8 円で、2 万円近い上昇になります。

8 ページ、(3)「税率改定後(試算結果)の令和7 年度の収支状況(見込み)」。

これらの試算結果を基に、令和7 年度の収支上の見込みを立てたものになります。結論から見ていきますと、ケース②、ケース③、ケース④とも、最終的に一番下から2 番目の収支の差ですが、令和7 年度の歳入、歳出の収支の差としては、いずれのケースにおいても6 0 0 万円から7 0 0 万円の間のプラスになる見込みになります。

ちなみにそのケース⑤の県提示の市標準税率でも、同じように6 6 5 万円ぐらいで、収支の差としては変わりませんが、県の示す標準税率で賦課した場合は、④番のその他繰入金について、予算で3 億 8 0 0 万円を見込んでいますが、こちらを1 億 5 0 0 万円まで下げることができる。あとは基金の繰入金や繰越金は同じ金額ではありますが、やはり税収を上げることによって、その他繰入金の削減、縮減が実現できるといったものになります。

確かに1 億円ほどの繰入金は必要になりますが、最終的に一般会計からのその他繰入金については、ゼロを目指すことになるため、先ほど提示した県の示す標準税率に近づけて上げていくことは、将来必要になります。

次、別紙は1 から3 を順番に説明させていただきます。

まず資料1 の別紙1「令和6 年度の所得階級別世帯人員別の世帯分布表(医療分)」これは令和6 年度の本算定時点での試算結果の所得階級別の世帯人員別世帯分布になります。これは参考資料として見ていただければと思いますが、伊勢原市の国民健康保険の加入世帯の所得状況と世帯構成の状況を表した表及びグラフになります。

まずページ左側の表の見方としては、横に1 人世帯から1 0 人以上世帯ということで、世帯人員数となっていて、縦の列として、各所得階級ごとに何人世帯で何世帯あるかといった分布表になっています。

国民健康保険の特徴としまして、こちらの表の一番下の構成割合ですが、こちらは各世帯、1人世帯、2人世帯といった世帯が占める割合を棒グラフで示しています。例えば1人世帯は、全体の世帯の中で69.4%を占めている。2人世帯は全体のうち22.7%を占めている。あとは5%未満ということになりますので、基本的に国民健康保険の世帯の構成として、1人世帯、2人世帯を合わせたものが全体の9割以上を占めているといったことが、ここで見て取れます。

ただし、こちらで出ている世帯というのは、あくまで国民健康保険に加入している世帯ですので、その世帯は住民票上の世帯とは異なります。国民健康保険の加入人数で見たときの世帯では、1人世帯及び二人世帯が9割以上占めていることになります。

あと参考に、色分けをしているのが、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、各層所得階級、その世帯の人員別に、大体、軽減の対象になる部分が色分けになっております。

こちらにも厳密には、この範囲の中にいる世帯が軽減対象になるわけではなく、おおよそここに収まる世帯の方々が軽減対象になるということです。こちらにも参考までに、令和6年度の本算定時点での軽減対象世帯数を取り上げてみますと、約48.3%程度は軽減対象の世帯となっています。世帯数としては6,000世帯ぐらいが軽減対象の世帯になるということで、大体こちらの表は全体で1万1,996世帯になりますので、半分近くが軽減対象の世帯になるというものになります。

あと、右側のグラフ、こちらは所得の階級ごとのグラフということで、積み上げのグラフになりますが、ゼロ円や43万円以下といった所得の低い層、こちらが突出して多いというような傾向が見て取れます。これも前回お示ししているものと同じような傾向ですが、国民健康保険の世帯の特徴として、1人世帯、2人世帯が多いところと、所得で言いますと、43万円以下、72.5万円以下というような、比較的低い所得の層が大半を占めていることが、傾向として見て取れるといったところになります。こちらの表は参考として見ていただければと思います。

では、次の別紙2です。こちらにも先ほど資料の中で説明したものと基本的には同じもので、それを細かく整理しているものです。表としては、3段構成になっていますが、上から、医療分、支援金等分、介護分と分かれております。先ほどの資料1の5ページ目で見えていただいた、各試算ケースの所得割率、均等割額、平等割額、あと応能・応益割合、こちらを細かく整理したもので、こちらにもまた参考として、別のときに見ていただけたらと思います。

次、別紙3、こちらが今回の中ではメインの話となりますので、細かく説明をさせていただきます。

こちらについては令和6年度（現行税率）と各試算ケースで、②から⑤を比較したものになります。国民健康保険加入者の所得や世帯構成を考慮したものになっており、表の構成としましては、1人世帯から4人世帯といった世帯の中で、それぞれその世帯人数に占める割合の多い世帯構成を12パターンピックアップしております。

表の左から右に行くにつれて世帯人数が増えていき、1人世帯から4人世帯まで並んでいます。

それぞれ1人世帯は、一応記号でA1やA2、2人世帯はB1、B2等と書いていますが、12パターンに分けている世帯構成ごとのその中を、さらに所得階級ごとに細分化して試算を行っている表になります。具体的に言うと1人世帯のA1を見てい

ただくと、上からケース①が、比較元となる令和6年度、現行税率を基に計算した、1年間の保険税額になっています。

これが、例えば世帯所得が43万円以下で7割軽減の対象となる場合は、1年間の保険税額が1万7,700円、5割軽減の対象世帯としては5万4,200円と、各所得に応じた保険税額を計算したものです。こちら、1人世帯のところはあくまで40歳未満の世帯ということで計算したものであり、介護納付金分は税率の計算からは対象外になっています。

その世帯の構成に対しまして、令和6年度と7年度の試算ケースごとに比較をしているという表になっていまして、次、ケース②につきましては、同じように43万円以下の所得の世帯については、1年間の保険税額1万8,700円という試算結果が得られておりまして、その比較となっているところで、令和6年度との差額です。この表でいきますと1,000円増額になっていると読み取れることになります。

その下に5.65%となっているのが、引上げの幅、割合となっていまして、それをそれぞれの試算ケース②、③、④、それぞれに対して試算を行った結果とその差額を示しています。

数字を追いかけていきますとかなり時間がかかってしまうかと思うので、グラフ、ケース②で言ったら青色、ケース③だとオレンジ色、ケース④だと緑色の横棒グラフで示しているものがありまして、こちらが、データバーという言い方をしますが、世帯構成、所得階級ごとに保険税の上昇率の度合いを棒グラフで表しているものになります。そのバーが長く右に延びるほど上昇率は高いといったことが、視覚的に分かるようになっていきます。

例えばケース②は、この青色のバーの幅について、7割軽減といった所得の低い層のほうが、より上昇率が高い、所得が上がるにつれて、その幅が狭くなっていくような傾向となっております。これはケース②の試算ケースが、応能、応益の応益部分だけを引き上げるといったケースで試算していますので、このような傾向が見て取れます。

試算ケース③で見ますと、こちらについては、傾向としては、どの所得階級においても大体同じ上がり幅になっているかと思います。これについては、所得割や均等割、平等割、いずれについても等しく引上げを行っているため、このような傾向となります。

ケース④、こちらについては、応益部分は据置きで、応能部分の所得割のみを引き上げるといった試算結果になりますので、最初の7割となっている部分については、応益部分、所得割にならないところになりますので、引上げ幅はゼロ%、ゼロ円ということで、変わらない部分になります。次の5割から所得割が生じてきますので、少しずつ増えていく形で、所得が増えるにつれて少しずつ引上げ幅も多くなっていく、そういった傾向が見て取れるケースとなります。

ケース②全体で大体同じような傾向が、どの世帯構成でも見て取れます。1人世帯の中でも、40歳未満の方、40歳から64歳までの介護納付金分の税率がかかってくる世帯、あとは20代の世帯の構成であっても、いずれも大体同じような傾向が見て取れると思います。

ケース②については、やはり均等割、平等割部分のみを引上げしていますので、より引上げ幅については所得の低い層に影響が出てきまして、世帯人数が増えるほど、そ

の引上げ幅も大きくなってくる。1人世帯では5.65%の上昇ですが、一番右下の4人世帯の構成で見ますと7.39%以上になるので、人数が増えれば増えるほど引上げ幅も多くなっている傾向があります。

一方、ケース③を見ますと、こちらは等しく上げていますので、世帯人数にかかわらず等しく上がっているということで、あまり大きな差が出ないような結果にはなっております。

同様の傾向としてケース④の、これも世帯所得に対して上がっていきますので、こちらも世帯人数と、要は所得に影響されますので、どの世代構成であってもあまり大きく差が出るようなことにはなっておりません。

最後にケース⑤ということで、県で示している標準税率を基に、こちらも同様に上昇率をグラフ化しておりますが、一番少ない上昇率でも約13%で、多いところだと約20%といった引上げ幅になっております。県の示す標準税率においても、ケース③と同じような傾向がありまして、所得割、均等割でも等しく引上げを行うような料率設定になっておりますので、どの世帯、どの所得層も大体同じぐらい、13%から20%という幅はありますが、大体均等に引き上がっていくような傾向となります。

今、試算ケースごとに傾向を見てまいりましたが、保険税収入という観点で見ますと、ケース②のような、均等割額、平等割額の引上げ幅が大きい試算ケースになりますと、被保険者数や世帯数に応じた、安定した保険税収入といったものが見込めることにはなりません。ただし、被保険者数や世帯数といったものが、今予測している人数よりも減少したような場合は、やはり保険税収としてはマイナスのような影響が出てくるといった懸念があります。

一方、ケース④のような、所得割のみを引上げするような、所得割数の引上げ幅が大きい改定になりますと、景気の動向や加入世帯、脱退世帯の所得の状況の影響を受けやすいという点で、保険税収入も不安定になるといったリスクも大きくなると考えられます。

②から④の各ケースを比較した結果においては、より安定した、変動リスクの少ない保険税収入を見込むことができ、かつ県内統一税率に今後近づけることも必要になってきますので、所得割、均等割、平等割とも、等しく上げていく必要があるのかなと考えておりまして、そういった観点で見ますと、バランスよく引上げができているケース③が、総合的にはいいのではないかとこのように考えております。

細かい表になっており、じっくり見出すと時間が不足してしまうと思いますので、ご意見やご質問がありましたら、後ほどお願いします。

資料1に戻りまして、9ページ。4「保険料水準統一に向けたスケジュール（案）」こちらはまだ案となりますが、今後保険料水準統一に向けてどのように動いていくかといったスケジュールとなります。

表としては令和5年度を起点としまして、最終的な完全統一を目指す令和18年度まで、かなりスパンの長い表になっております。そのスケジュールの上の段には、神奈川県で示されている国民健康保険運営方針（令和9年度～令和11年度）といったものがございまして、そちらに示されている保険料水準統一に向けたロードマップを基に作成しております。

それに従いまして、伊勢原市ではどのような動きになるのかというところで、その下の段に伊勢原市で想定しているスケジュールを示しております。こちらも令和6年

度の税率改定時、昨年にお示ししたスケジュールと、内容は基本的には変わっていません。

確認させていただきますと、まず上から全体のスケジュールで、納付金ベースの統一ということで、 α と言ったりする医療費指数反映係数、納付金に対してかかってくる係数をゼロベースで統一していくといった、大きな話がまずあります。令和9年度から納付金ベースについては、県内の市町村の納付金を算定するに当たり、医療費指数は反映しないものになっております。

あと、保険料水準の統一。こちらは、令和18年に完全統一されることになっており、令和18年からは、県内のどの町村においても同じ料率もしくは税率になります。

あと、その下の段です。算定方式や法定外繰入金等の取扱いも徐々に統一していくということになっております。算定方式の統一については、所得割、平等割、均等割といった部分の伊勢原市は3方式になっていますが、令和15年以降は2方式もしくは3式方式のいずれかに統一していくことになります。

あと、法定外繰入金です。こちらは令和12年から統一していくということなので、こういったところも踏まえて、現在3億800万円をその他繰入金ということで、一般会計から繰り入れている状況であります。項目の整備等を行っていく必要があるということになります。

これらのスケジュールに従いまして、伊勢原市におきましては、令和6年度、今年度税率改定を行いまして、令和7年度、8年度まで税率改定を行っていく必要があり、それ以後につきましては、その標準税率を目指して段階的な見直しといったものが必要になってきます。令和15年で、料（税）率、算定方式については統一ということになります。

一番下の段、一般会計からのその他繰入金の削減とあります。こちらにも削減していく必要がありまして、令和6年度までにつきましては3億4,200万円繰り入れています。令和7年度につきましては、今のところ3億800万円の予算を要求している状況です。こちらにつきましては、約10年かけて、目標としましては、毎年3,000万円ずつ減らしていくといったような縮減目標を立てておりまして、こういった3,000万円ずつの縮減、削減を行いますと、令和17年もしくは18年までにはゼロ円にできるという見込みとなっております。

これらのスケジュールに従って、今後も保険税率等を検討していく必要があるといったようなものになっております。

資料の説明は以上になります。

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、最後にご説明いただいたスケジュールも含めまして、今後の税率改正に向けましてご意見を頂戴いたしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

【委 員】 伊勢原市の状況は、市からの補助というか、それが少なくなっていて、激変を緩和するような措置が、3,000万ずつ少なくなっていくということですね。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 ケース⑤の県の平均というか、これもその年度ごとに変わっていくものですか。

【事務局】 毎年提示されるものですので、変動するものではありませんが、やはり被保険者数や、所得、医療費の見込みを基に、毎年、県が示すものになりますので、

今後増えていくものなのか、逆に下がっていくものなのかというのは、なかなか予測がつかないものもあります。

【委員】 ただ基本的にはどこの市町村も、状況は変わらないと思うので、県の状況も、各市町村とほぼ類似しているのではないかと考えられ、そうなるとこれがどんどん開いていくというか、県の標準税率も伊勢原市と同じように上がっていくのであれば、何か対策が必要なのではと思います。ある程度の保険税率も上げていかないと、令和18年度、または15年度に向けて、大きな金額の差が出て、その辺の問題はどうなのかなと思います。

【事務局】 昨年の標準税率の指標が今手元にないもので、去年と比べてどうだったのかは難しいのですが、県の示す標準税率は、ずっと右肩上がりです。上がっているというのではなくて、どちらかといえば、上がったたり下がったりするような形で動いていたので、伊勢原市で上げれば県も上がって、ずっとこういった状態で上げ続けなというといけないというのではなく、頭打ちになるようなところがありまして、それが今、県が示している、所得割で言いますと6.9%とか、そういったところが大体今の頭の部分になっていますので、一旦そこに近づけていくといったような考え方になります。

近隣市では、逆に昨年よりも下がっているというところもあるようで、逆に上げるのではなくて、下げる改定を検討するところもあるようです。毎年上がったたり下がったりと、変動しているものなので、ずっと上がり続けるものではないという認識です。

【事務局】 ただ、今現在伊勢原市は、県が示したものより低いので、少しずつ上げて行く必要があります。前回のこの協議会の中でも、急激な改定は避けなければというところで、去年も9%ぐらい上げています。

やはり少しでもだんだん近づけていかないと、この令和18年のときに急に上げなくてはいけなくなってしまうということになりますので、それは今後の事業費納付金の動向であるとか、被保険者の医療費の動向を見ながら、毎年やはり検討させていただいて、上げるときは当然上げ、大丈夫だということであれば据置きをさせていただくこともあると思いますが、基本的にはまだ低い状況にございますので、やはりここ何年かは上げていく。ただ、急激ではなく、徐々に上げていくというような方向になると考えております。

【委員】 その辺の激変緩和措置みたいなものはある程度考えておく必要があるということは、私も賛成なので、ある程度この応能とか応益とか、その辺の比率も考えながら、少しずつ考えていかざるを得ないのかなと考えます。

【会長】 委員、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。ありがとうございました。

【会長】 今のご質問の回答としては、県が示す額との差が縮まることを想定しながら考えるという。

【事務局】 そうですね。一旦そこは目指すことにはなります。

【会長】 そういう方向で行くということですね。

【事務局】 そのためにはやはりしばらくは段階的に上げていく方向になるのかなとは思っています。当然県が示す標準税率も下がっていく可能性もありますので、そこはその都度検討していく必要があります。どこまでやらないといけないかというのは、やはり毎年検討していく必要があると思っています。

【会 長】 ほかの自治体でありこの差がないというところはありませんか。

【事務局】 それはあります。

【会 長】 税率を上げなくても済むようなところが、ありますか。

【事務局】 そうですね。県が示している標準税率に近い税率で、既にもうそこまで追いついている。

【会 長】 追いついているというところはある。

【事務局】 あります。県内で見たときに、今、例えば19市で、伊勢原市はやっぱり下から2番目か3番目ぐらいの水準です。上のほうの水準にある市は、大体県の標準税率とイコールか、むしろ超えているところもあります。

【会 長】 分かりました。

【委 員】 それは一般会計からの繰入れがほとんどないということですか。

【事務局】 そうです。そういうことになるかと思います。

【会 長】 ほかにいかがでしょうか。

【委 員】 いいですか。この表で、ケース③ということでご説明をされている、一番下に比較のパーセンテージが出ていますよね。

【事務局】 はい。

【委 員】 やはり所得が低い人がパーセンテージが低いのは分かるんですが、一番低い方が1.69ぐらい。1.56というのもありますが、高いほうですと4.31や4.38というところで、必ずしも、ただ所得が一番高い人が上がっているわけではないですね。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 平均は何%ですか。

【事務局】 平均で見ますと、どうしても先ほどの資料1の7ページ目、全体の調定額に対して被保険者数を割って得た額になり、1人当たりで見ますと、平均で見るとあまり変わらないことになってしまいます。5%、5.何%の標準ということで。

細かく所得の階級ごとに見ていくと、やはり所得によっては上がり幅が大きい、小さいがあるということで、確かに4人世帯の、恐らく2割軽減に該当するところに4.38%ということで、所得が必ずしも多くはないですけども、計算で言いますと、ここが一番大きな上昇率となっていて、私も細かく分析はまだできていませんが、単純に所得が多いからというよりは、世帯の人数が増えたりといったところが要素として大きかったり、また軽減というところが、令和6年度と7年度と比較したときに、軽減はされるんだけど、その軽減幅の違いによって、差が出てしまうところがあるのではと思います。

とはいっても、そのパーセントの中での動きというところで、それほど大きな差にはなっていないのではと、見ているところではあります。

【委 員】 しかし、要するに所得の低い方にあまり負担感をかけないようにということでは、この数字を見るとそういう形になってきている。

【事務局】 そうですね。今回はもともと55対45、令和6年度についてはそういった割合。1ポイントというか、1つ上げるのであれば、これぐらいの傾斜がつきます。これを同じように55対45のまま引き上げると、県の示している形で、どの低い所得の層も等しく上がっていくというところであり、最終的にはこの辺を目指さないといけないと考えますと、少なからず、所得割以外は全く上げないというわけに

はいかないため、やはりケース③がバランスがいいのかなと、そういうところで感じているところです。

【委 員】 分かりました。

【会 長】 よろしいですか。

【委 員】 はい。

【会 長】 ほかはいかがでしょうか。

【事務局】 ケース②とケース③なんですけれども、ケース②はそのまま55対45、今までと同じ、県も同じような形ですが、やはり低所得者に配慮して、なおかつ県の標準保険税率と同じような上げ幅にしていくということだと、この計算は、56対44ぐらいが今回いいのではないかと、お示しをさせていただいております。

同じような形で、所得割も均等割も平等割も上げてはいますが、その上げ幅が少なく済んで、同じような収入、保険税が入ってくるということもございまして、この辺がいいバランスではないかなと感じています。

【委 員】 承知しました。

【会 長】 ほかいかがですか。

【委 員】 先ほどの県のほうのロードマップの中で、3方式とか2方式の部分を統合していくというような形でお話があったんですけど、1回目の資料のときに、伊勢原市の改定の方では、平成30年度に伊勢原市が資産割を廃止したという形でした。

【事務局】 はい。

【委 員】 たしかこれは、伊勢原市が最後まで資産割が残っていたとは思いますが、19市では現在資産割がないということでもいいですか。

【事務局】 そうです。

【委 員】 そうすると、町村の中でまだ4方式があるということですね。

【事務局】 山北町がまだ残っています。

【委 員】 一番大変なのは、資産を持ってなくて所得が低いという方ですね。そういう人たちをある程度、優遇するという言い方は変ですけど、救うということであれば、資産割があったほうがいいのかないかなという考えもあると思います。ただ、今の時点で資産割復活というのは難しいとは思いますが。

ただ逆に、居住用財産を持っていて、低所得の人はもっと苦しくなってしまうということがありますから、その辺はやはり現在の3方式という形でいいのかないかなとは思っています。ただ、県で統一していくという形であって、4方式でやっているところが多くというか。何年か前にどこかの市が資産割を復活したようなニュースを、ちょっと読んだことがあるので。それは神奈川県ではないかもしれませんが、そういう形で考えているところもあるのかなと思ったので、質問させていただきました。

【事務局】 資産割があるのは、都市部よりも地方が多いと思います。資産割の何がいいのかというと、資産があればそれにかかけられるので、安定した財源になるということも多分あると思います。

ただ、やはり固定資産税にまた税金をかけるのかという議論もあることはあるので、廃止をしているということもあります。

【委 員】 了解しました。

【会 長】 よろしいでしょうか。

県で統一することになったら、これは全部同じになっていくわけですね。

【事務局】 そうですね。これは方式が2方式か3方式。原則2方式で検討するといったようなものも示されることで、恐らく横浜市とか政令市に合わせるような形で、所得割と均等割、平等割はなくすというようなところで、一旦議論のスタートがされている認識です。

【会 長】 いかがでしょうか。

【委 員】 今日の結論では、どの方式、ケース、どれでいきたいと思いますかというのを決定すればいいということですか。

【事務局】 そうです。

【委 員】 それで次の最終的な金額が分かったときのための、どの方式でいくかということですよ。

【事務局】 はい。

【委 員】 私は、今示されているケース③の方式でいいのではないかと思います。

【会 長】 ケース③ということですね。皆さん、そのような形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【会 長】 それでは、ケース③の方向性でよいのではないかとこのところで一致しましたので、これでよいと思います。

【事務局】 応能割合については56対44を目指しての改定ということで進めていくということでよろしいでしょうか。

【会 長】 よろしいでしょうか。

では、この議題に関しましてはこれで大丈夫でしょうか。

【事務局】 はい。

【会 長】 じゃ、その他ございますか。

【事務局】 その他はございません。

【会 長】 承知しました。

それでは一旦以上となりますので、どうもありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

【事務局】 会長、ありがとうございました。委員の皆様、活発なご審議ありがとうございました。

次回は県からの本係数による事業費納付金が示されますので、そちらに基づきまして、本日いただきましたご意見を反映させていただいて、ケース③ということになるかと思いますが、こちらで最終試算をご提示したいと思います。

なお、本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、委員の皆様に郵送とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、第3回国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —